

教第 65 号議案

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則及び神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則について

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則及び神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 27 日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

義務教育学校の設置並びに小学校及び中学校の廃止等に伴い、規則を改正する必要があるため。

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則及び神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則及び神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則

(学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則(昭和28年7月教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1(第3条関係)			別表第1(第3条関係)		
学校名		校区	学校名		校区
中学校	小学校		中学校	小学校	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
有野 (有野 町(有 野(市 道有野	有野	有野町(有野(市道有野藤原線以北、市道有野藤原線以南(堀越地区を除く。))、二郎)、有野中町1~4、藤原	有野 (有野 町(有 野(市 道有野	有野	有野町(有野(市道有野藤原線以北(北神星和台団地を除く。))、市道有野藤原線以南(堀越地区を除く。))、二

藤原線以北)、 二郎) 有野中町 2 ~ 4、藤原台北町 6 を除く。)		台中町 1 ~ 6・8、藤原台北町 1 ~ 4・6
	[略]	[略]
有野北町 (有野 (市道有野藤原線以北)、二郎) 有野中町 2 ~ 4、藤原台北町 6 を加える。)	西山	京地、西山、藤原台北町 5・7、菖蒲が丘
	[略]	[略]
義務教育学校 八多学園		八多町
	[略]	[略]

藤原線以北)、 二郎) 有野中町 2 ~ 4、藤原台北町 6 を除く。)		郎 (北神星和台団地を除く。))、有野中町 1 ~ 4、藤原台中町 1 ~ 6・8、藤原台北町 1 ~ 4・6
	[略]	[略]
有野北町 (有野 (市道有野藤原線以北)、二郎) 有野中町 2 ~ 4、藤原台北町 6 を加える。)	西山	京地、西山、藤原台北町 5・7、 <u>八多町 (北神星和台団地)</u> 、有野町 (有野 (北神星和台団地))、二郎 (北神星和台団地))、菖蒲が丘
	[略]	[略]
八多	八多	八多町 (北神星和台団地を除く。)
	[略]	[略]

福 田 (美山 台 3、 東垂水 町(菅 ノ口、 流田)、 乙木 1 ～ 3、 東垂水 3、上 高丸 2、高 丸 4 (8 番)・5 ～ 8、 千鳥が 丘 3 (9 番)、山 手 8 を 除く。)	名谷	名谷町(奥畑地区、神 戸淡路鳴門自動車道 以西、第二神明道路 以南、社谷土地区画 整理事業区域を除 く。)、神和台 1～3	福 田 (美山 台 3、 東垂水 町(菅 ノ口、 流田)、 乙木 1 ～ 3、 東垂水 3、上 高丸 2、高 丸 4 (8 番)・5 ～ 8、 千鳥が 丘 3 (9 番)、山 手 8 を 除く。)	名谷	名谷町(奥畑地区、神 戸淡路鳴門自動車道 以西、第二神明道路 以南、 <u>1191 番地の 7</u> ～16、社谷土地区画 整理事業区域を除 く。)、神和台 1～3
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(市立幼稚園園則の一部改正)

第 2 条 神戸市立幼稚園園則(昭和 23 年 12 月教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
<p>第1条 本市立幼稚園は、学校教育法 <u>(昭和22年法律第26号)</u> に基づいて幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。</p> <p>第7条 教育課程、教育週数及び教育時間は、幼稚園教育要領 <u>(平成29年文部科学省告示62号)</u> に基づき園長がこれを定める。</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 60%;">小学校又は義務教育学校</th> <th style="width: 30%;">幼稚園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td><u>八多学園</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	区	小学校又は義務教育学校	幼稚園	[略]	[略]	[略]	北区	<u>八多学園</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>第1条 本市立幼稚園は、学校教育法 に基づいて幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。</p> <p>第7条 教育課程、教育週数及び教育時間は、幼稚園教育要領に基づき園長がこれを定める。</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 60%;">小学校又は義務教育学校</th> <th style="width: 30%;">幼稚園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td><u>八多</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	区	小学校又は義務教育学校	幼稚園	[略]	[略]	[略]	北区	<u>八多</u>	[略]	[略]	[略]	[略]
区	小学校又は義務教育学校	幼稚園																							
[略]	[略]	[略]																							
北区	<u>八多学園</u>	[略]																							
[略]	[略]	[略]																							
区	小学校又は義務教育学校	幼稚園																							
[略]	[略]	[略]																							
北区	<u>八多</u>	[略]																							
[略]	[略]	[略]																							

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則別表第1有野の項、西山の項及び名谷の項の改正規定は、公布の日から施行する。

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の件

1. 義務教育学校設置及び既存学校廃止に伴う改正

(1) 規則改正の趣旨

令和5年4月1日に、義務教育学校八多学園の設置及び八多小学校・八多中学校の廃止をすることに伴い、規則を改正するものである。

(2) 規則改正の内容

・対象学校

(旧：八多小学校・八多中学校 → 新：義務教育学校八多学園)

改正後			改正前		
学校名		校区	学校名		校区
中学校	小学校		中学校	小学校	
義務教育学校 八多学園		八多町	八多	八多	八多町(北神星和 台団地を除く。)

2. 校区の住所表記が修正されたことに伴う改正

(1) 規則改正の趣旨

「北区有野町有野」、「北区有野町二郎」、「八多町」及び「名谷町」において、校区の住所表記が修正されたことに伴い、規則を改正するものである。

(2) 規則改正の内容

- ・「有野小学校」、「西山小学校」、及び「有野北中学校」の校区に住所表記の修正を反映
- ・「名谷小学校」の校区に住所表記の修正を反映
- ・学校区に変更なし。

改正後			改正前		
学校名		校区	学校名		校区
中学校	小学校		中学校	小学校	
有野 [略]	有野	有野町（有野（市道有野藤原線以北、市道有野藤原線以南（堀越地区を除く。）、二郎、有野中町1～4、藤原台中町1～6・8、藤原台北町1～4・6	有野 [略]	有野	有野町（有野（市道有野藤原線以北（ <u>北神星和台団地を除く。</u> ）、市道有野藤原線以南（堀越地区を除く。）、二郎（ <u>北神星和台団地を除く。</u> ）、有野中町1～4、藤原台中町1～6・8、藤原台北町1～4・6
	[略]	[略]		[略]	[略]
有野北 [略]	西山	京地、西山、藤原台北町5・7、菖蒲が丘	有野北 [略]	西山	京地、西山、藤原台北町5・7、 <u>八多町（北神星和台団地）、有野町（有野（北神星和台団地）、二郎（北神星和台団地））、菖蒲が丘</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
義務教育学校 八多学園		八多町	八多	八多	八多町（ <u>北神星和台団地を除く。</u> ）

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
福田 [略]	名谷	名谷町(奥畑地区、神戸淡路鳴門自動車道以西、第二神明道路以南、社谷土地区画整理事業区域を除く。)、神和台 1~3	福田 [略]	名谷	名谷町(奥畑地区、神戸淡路鳴門自動車道以西、第二神明道路以南、社谷土地区画整理事業区域、 <u>1191番地の7~16</u> を除く。)、神和台 1~3
	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

神戸市立幼稚園則の件

1. 義務教育学校設置及び既存学校廃止に伴う園区の改正

(1) 規則改正の趣旨

令和5年4月1日に、義務教育学校八多学園の設置及び八多小学校・八多中学校の廃止をすることに伴い、規則を改正するものである。

(2) 規則改正の内容

・園区の表記

(旧：八多→ 新：八多学園)

改正後			改正前		
区	小学校又は義務教育学校	幼稚園	区	小学校又は義務教育学校	幼稚園
北区	八多学園	八多	北区	八多	八多